

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 生貝 直人

本論文は、インターネット関連産業の柔軟な発展と、利用者の安全・安心の確立を両立するために、市場の自律的な問題抑止・解決を重視した自主規制と、そのリスクや不完全性を補完するための政府関与を組み合わせた、共同規制 (co-regulation) という政策手段についての体系的理解を構築しようとし、我が国の政策研究・実務の双方に対する貢献を行ったものである。

本論文は、EU の中でも共同規制に関わる実践の蓄積を主導する英国、相対的に市場の自律性を重視した自主規制での対応を進める米国の情報政策を比較検討し、共同規制の有する学術的・実践的意義、その課題についての分析を行い、我が国の情報政策に対する示唆を提供している。まず第Ⅰ部 (第1章―第2章) において、問題意識と背景・分析枠組を示し、第Ⅱ部 (第3章―第5章) においては、通信と放送の融合への対応、インターネットにおけるコンテンツ規制、行動ターゲティング広告のプライバシー問題を取り上げ、「団体を介した」共同規制の在り方について、欧米との比較を通して我が国の法政策の在り方について検討を行っている。第Ⅲ部 (第6章―第8章) では、プロバイダ責任制限法、SNS におけるプライバシーと青少年保護の問題、DRM(Digital Rights Management)の在り方について主題的に取り上げ、「団体を介さない」共同規制の在り方について検討を行っている。最後に第Ⅳ部 (第9章―第10章) では、これからの情報知識社会のガバナンスにおいて共同規制という方法論をいかに活用してゆくべきかを総括的に考察し、政府関与の透明性確保と責任の明確化が重要性をもっていることを顕揚している。さらに今後の考察課題として、比較制度分析の深化、Carrots and Sticks の前者に関する考察と両者の関係性、考察対象としなかった諸国 (BRICS) などの考察の必要性を述べている。

本論文は、欧米における共同規制の実証的考察を通して、我が国の制度・政策の研究を考察する視点を提供し、さらに情報制度の体系的理解のために、経済学・経営学的なアプローチを導入した点に独自性を有するものと判断する。情報政策のこれからの在り方を考える上でも多くの示唆を提供し、実践的意義も高いと言えよう。

なお、今後、個々の事例に関する分析は今後より丁寧になさなければならない点、分析対象として市民・消費者・NGO などの役割に関する考察、振興的手法 (Carrots) に関する考察の必要性などが求められるが、総合的に判断して、いまだ共同規制の政策手段としての体系的理解が十分になされていない我が国において、共同規制の意義と課題を明確にし、当該研究の学術的な活性化と政策実務に対する貢献はきわめて大きいものと判断する。審査委員会のコメントにも誠実に対応し、論文の完成度は顕著に高まったものとする。

よって、本審査委員会は、本論文が博士 (社会情報学) の学位に相当するものと判断する。